

義務教育費国庫負担制度堅持と教育予算の充実を求める意見書

義務教育費国庫負担制度は、義務教育無償の原則に則り、国民のすべてに対しその妥当な規模と内容とを保障するため、国が必要な経費を負担することにより、教育の機会均等とその水準の維持向上とを図ることを目的とした制度であります。同制度は、財政力が豊かな自治体とそうでない自治体との間で、教育水準に格差が生じないよう国として最低保障する制度であり、地方分権の推進を阻害するものではありません。すべての国民に対して妥当な規模と内容の義務教育を保障することは国の重要な責務であり、未来を担う子どもたちに、国民として一人ひとりが必要な基礎的資質を培うために豊かな教育を保障することは、国の社会基盤形成の根幹ともなります。

国においては、平成22年度予算において、公立小中学校の教職員定数を4,200人増員し、その結果、7年ぶりに少子化に伴う自然減を上回る純増となりました。この点は、教育という社会全体が担うべきものを国の予算で裏づけたものであり、大いに評価できるものであります。

しかし、一方で、平成18年度に義務教育費の国の負担率は、2分の1から3分の1に引き下げられ、その減額分は、税源移譲がなされたところでありますが、県市ともに財政の厳しい中、全国的な教育水準の確保や地方財政をこれ以上圧迫させないためには、義務教育費の国の負担率を2分の1に復元すべきであります。教育予算は未来への先行投資であり、子どもたちに最善の教育環境を提供していくことは社会的な使命であります。

よって、国におかれては、義務教育費の負担率を2分の1に復元することを含め、同制度の堅持とその趣旨を生かした教育予算の充実を図られるよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出します。

平成22年9月24日

長 崎 市 議 会